

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

このことにつきましては、令和 5 年 4 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局長通知により、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の主な改定内容及びその留意事項等が示されました。

これに伴い、令和 5 年 5 月 8 日以降における本市の学校の対応等について、市教育委員会と学校とで確認しましたので、お知らせいたします。

1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 感染状況が落ち着いている平時の対策

- 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保及び手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を実施すること。
- 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること。
- 学校給食の場面においては、飛沫を飛ばさないようにすることにより、「黙食」は必要ないこと。

(2) 地域や学校において感染が流行している場合などに、活動場面に応じて、一時的に講じることが考えられる対策

- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

(1) 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を講じることとし、その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと。

(2) 合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること。

(3) そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、令和 5 年 4 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」を参照すること。

3. 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項について

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」を基準とすること。

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とすること

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。
- 「発症した後 5 日を経過」や「症状が軽快した後 1 日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。
- 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと。
- 学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと。
- 令和 5 年 5 月 8 日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されること。